

令和6年議案第21号

学校運営協議会委員の任命について

下記の者を学校運営協議会委員に任命したいから、江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）第3条及び第4条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

記

委員の辞任による新たな委員の推薦

学校名 布袋中学校
区 分 保護者（新規）

委員の追加推薦

学校名 布袋中学校
区 分 保護者（新規）

提案理由

この案を提出するのは、布袋中学校長より学校運営協議会委員の辞任による新たな委員の推薦、及び委員の追加推薦あったので、委員を任命する必要があるからであります。

令和6年議案第22号

江南市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市立学校給食センター運営委員会規則（昭和47年規則第2号）第2条第1項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良 弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センター運営委員会委員の任期が令和6年5月31日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立学校給食センター運営委員会規則（抜粋）

(委員の構成)

第2条 委員会は、20名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員代表
- (2) 小中学校長代表
- (3) 小中学校PTA代表
- (4) 栄養教諭又は学校栄養職員代表
- (5) 学識経験者

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和6年議案第23号

給食用物資購入選定委員会委員の委嘱等について

別紙の者を給食用物資購入選定委員会委員に委嘱又は任命したいから、給食用物資購入選定委員会規程（昭和47年訓令第2号）第2条第1項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良 弘

提案理由

この案を提出するのは、給食用物資購入選定委員会委員の任期が令和6年5月31日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

給食用物資購入選定委員会規程（抜粋）

(構成)

第2条 委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員長には運営委員会委員長を充てる。

- (1) 運営委員会委員長
- (2) 小中学校長代表
- (3) 小中学校 PTA 代表
- (4) 小中学校給食主任等代表
- (5) 栄養教諭又は学校栄養職員代表
- (6) 給食業務主任代表

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和6年議案第24号

江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良 弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会委員の任期が令和6年5月31日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱（抜粋）

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にあたる者のうち12名以内の委員により構成し、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

別 表（第3条関係）

小学校長、中学校長、小学校養護教諭、中学校養護教諭、小学校給食主任等、中学校給食主任等、栄養教諭、指導主事、小学校保護者、中学校保護者、医療関係者、消防本部職員
--

令和6年議案第25号

江南市少年センター少年補導委員の委嘱について

下記の者を江南市少年センター少年補導委員に委嘱したいので、江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第4号）第8条第2項の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市少年センター少年補導委員の任期が令和6年5月31日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

◎ 江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（抜粋）

（少年補導委員）

第8条 有害環境の早期発見及び少年の街頭補導を行うため少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、100名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）教育関係者

（2）関係機関及び団体構成者

（3）学識経験者

3 補導委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

4 補導委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和6年議案第26号

江南市美術展運営委員会委員の委嘱について

別紙の者を江南市美術展運営委員会委員に委嘱したいので、江南市美術展運営委員会設置要綱第3条の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市美術展運営委員会委員の任期が令和6年3月31日に満了しており、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

江南市美術展運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市美術展の運営を専門的な知識や視点に基づき実施するため、江南市美術展運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 開催内容に関すること。
- (2) 募集要項に関すること。
- (3) 運営方法に関すること。
- (4) 応募作品の審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募する部門に精通した専門家
- (2) 市内公立小中学校長
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、助言又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年議案第27号

江南市公民館運営審議会委員兼江南市社会教育委員の委嘱について

別紙の者を江南市公民館運営審議会委員兼江南市社会教育委員に委嘱したいので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び第30条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会

教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市校長会代表等の変更に伴い、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

◎ 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる
ことができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する

特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指
導

を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項
は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準に
ついては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき
調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の
教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議
会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基
準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

◎ 江南市社会教育委員設置条例（抜粋）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づいて本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の数は20人以内とする。

第3条 委員は江南市公民館運営審議会委員をもって充てる。

第4条 委員がその職務を行うために要する費用の弁償は、別に定める江南市報酬並びに費用弁償条例によって相当額の費用弁償を支給する。

第5条 この条例の実施に必要な規則は、別にこれを定める。

◎ 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（公民館運営審議会）

第11条 法第29条第1項の規定に基づき、第2条に規定する公民館を通じて、江南市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

3 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◎ 江南市社会教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市社会教育委員設置条例（昭和30年条例第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 江南市社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、江南市社会教育委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議の議長となり会務を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が召集する。

2～3 (略)

令和6年議案第28号

江南市立図書館運営委員会委員の任命について

別紙の者を江南市立図書館運営委員会委員に任命したいので、江南市立図書館運営委員会設置要綱第3条の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市立小中学校校長代表等の変更に伴い、後任の者を任命する必要があるからであります。

◎ 江南市立図書館運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内とし、教育委員会が任命する。

2 委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

江南市立図書館運営委員会委員名簿

	委 員
1	学識経験者
2	市議会議員
3	教育委員
4	江南市立小中学校校長代表
5	江南市立小中学校教諭代表
6	学校図書館司書
7	指導保育士
8	図書館サポーター
9	図書館サポーター
10	市民公募
11	指定管理者

令和6年議案第29号

「朝日新聞『親子で作文・スクラップ教室』」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和6年5月7日提出

江南市教育委員会
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。